

台風16号による 被災者の皆さんへ

台風16号による被害を受けられました皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。
また、この度の台風16号による災害が、国の災害救助法の適用を受けることになりました。そこで、家屋などの全壊・半壊・床上・床下浸水の被害を受けられた人には次の減免などの措置が適用されます。

笠岡市（市税など）

（減免）

○災害復旧に関する総合窓口

災害対策支援本部

（総務人事課）

☎2121

○り災証明の発行

市民生活課交通安全係

☎2123

給付及び減免

台風16号による被害を受けられました皆様に対し、次の措置を適用します。

内容	条件など	給付物	問合せ先
災害見舞金 (1世帯につき)	住居の全壊	30,000円	福祉推進課生活福祉係 ☎2318
	住居の半壊	20,000円	
	住居の床上浸水	10,000円	
学用品の給付	床上浸水以上の被害を受け、学用品を喪失または汚れて使えなくなった場合	文具及び通学用品	学校教育課 ☎2152

減免となる税及び負担金など	条件及び対象者など	内容	減免時期	提出書類	提出期限 (必着)	問合せ先
市県民税	床上浸水以上の被害を受けた 前年の合計所得が1000万円以下の人	損害の程度と前年の所得に応じて減額または免除	平成16年度分 で8月納期分以降	市県民税・国民健康保険料・介護保険料減免申請書	平成16年 11月1日	税務課市民税係 ☎2116
固定資産税	家屋：床上浸水した家屋、倒壊した家屋などの納税者 土地：大量の岩石などが流入した土地、地盤が崩壊した土地などの納税者 償却資産：床上・床下浸水などにより使用不能となった償却資産の納税者	納期未到来分の相当税額に対し、次の割合で減免 ・床上浸水した家屋 40%減免 ・倒壊した家屋 損害の程度に応じて減免 ・土地 損害の程度に応じて減免 ・償却資産 100%減免	平成16年度分 で9月納期分以降	固定資産税及び都市計画税減免申請書 り災証明書 (床上浸水した家屋の場合は不要)	平成17年 2月28日	税務課固定資産税係 ☎2118
介護保険料	被害を受けた第1号被保険者またはその世帯の生計を主としてしている人の所有する住宅または家財が床上浸水、半壊、全壊の損害を受け、かつ前年の合計所得が1000万円以下の人	損害の程度と前年の所得に応じて減額または免除	8月から平成17年3月 利用分まで	介護保険サ―ビス一部負担金減免申請書		保険年金課介護保険係 ☎2139
支援費制度利用者負担額	床上浸水以上の被害を受けた人	損害の程度と前年の所得に応じて減額または免除	申し出のあった月から			福祉推進課障害福祉係 ☎2133
保育料	床上浸水以上の被害を受けた人	40%減免	10月分から6 カ月間	保育料減免申請書		子育て支援課子育て支援係 ☎2132
幼稚園保育料	住居の全壊 住居の半壊・床上浸水	全額 半額	9月から平成17年3月まで	幼稚園保育料減免申請書 (申請書は各幼稚園にあります)		教育委員会庶務課庶務係 ☎2151
水道料金及び水道使用料	浸水により被災した家屋（8・9月分の水道使用量が基本料金以内の人は対象外）	前年同期の使用水量を超えた水量分（前年同期の使用水量が前年同様の使用実績を超えた水量分。直近の使用水量実績もない人は、平均減免水量）	8・9月使用			上下水道部経理課 ☎5241